

電子投票の投票手順



1. 受付

事前に郵送する「投票所入場券」により受付を行います。
受付のあと、投票に必要な「投票カード」を一人一枚お渡しします。



2. 投票

①「投票カード」を投票機右手前の緑色ランプが点滅している溝に挿入してください。



②〇〇市議会議員選挙の全候補者名が表示されます。
画面の中から投票する候補者を選び、表示されている氏名をタッチペンで触れ、候補者を選択します。



③選択した候補者名および政党名が大きく表示されます。正しい場合は「投票」の文字に触れてください。これで投票は終了です。



もし、選択した候補者名が違っていた場合は、「訂正」の文字に触れると候補者一覧の画面に戻り、候補者名を選択するところから再度やり直しできます。



④投票が終わると、投票機から「投票カード」が出てきます。
「投票カード」を抜き取り、出口で係員にお返しください。



画面を見ながら触れるだけ 投票はとっても簡単です

市議会議員選挙で使用する電子投票機の機種が決定しました



▲市議会議員選挙で使用される電子投票機

4月下旬に実施予定の市議会議員選挙から実施される電子投票の概要については、昨年の広報しろいし11月号でお知らせしましたが、1月10日、入札が行われ、投票に使用する電子投票機の機種が決定しました。
機種決定に伴い、今月号では、電子投票の詳しい投票手順や模擬投票体験会などについてお知らせします。

■電子投票

【画面に触れて投票します】

今までの投票は、投票用紙に候補者の名前を自書して投票していましたが、電子投票は、自分で書くかわりに「電子投票機」の画面に表示された候補者の名前に触れることにより投票するものです。

【市の選挙が対象です】

市の選挙（市議会議員選挙・市長選挙）が電子投票の対象です。
現在のところ、県の選挙（県議会議員選挙・知事選挙）や国の選挙（衆議院・参議院議員選挙など）については対象外で、従来どおりの投票方法（自書式）となります。
また、不在者投票、点字投票、郵便投票なども従来どおりです。

◇電子投票

- 市議会議員選挙
- 市長選挙

◇従来どおりの投票方法

- 国・県の選挙
- 不在者投票（指定病院、郵便投票含む）
- 点字投票

電子投票制度

【画面を見ながら触れるだけ】
簡単操作で確実な投票

- 投票意志の正確な反映
- 開票作業の効率化
- 選挙結果の迅速な公表

市民の利便性の向上・事務の効率化

投票はとっても簡単で確実です!



明るい選挙のイメージキャラクター
選挙のめいすいくん